

高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

それでは定刻になりましたので、第3回のODA政策協議会を開催したいと思います。

私、本日NGO側の司会をつとめさせていただきます、NGO福岡ネットワーク理事の高橋良輔と申します。

この協議会はNGOと外務省がよりよい協議をするということで、共同司会の形をとっています。外務省側の司会の方、自己紹介お願いいたします。

木本（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

本日はよろしくをお願いいたします。民間援助連携室の木本と申します。よろしくをお願いいたします。

高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

開催に先立ちまして、いくつか出席者の皆様にご注意を申し上げたいと思います。

まずODA政策協議会では、協議の透明性や公開性を確保するために、逐語の議事録を作成、公開しております。ご発言の際には必ずマイクを使用の上、毎回必ずご所属とお名前を述べてからご発言をお願いいたします。また、議事録については、後日事務局の方から内容の確認をお願いすることがございますので、ご協力をいただければと思います。およそ1ヵ月程度で公開を目指しております。

それから2点目ですけれども、今回の議題に関しては、NGO側と外務省側で調整をして議題を設定しております。時間が限られておりますので、より多くの方に適切に発言していただく機会を確保するためにも、是非ご発言の時には議題との関連性を明確にさせていただき、なるべくいろいろ、おっしゃりたいことあると思うんですが、コンパクトにご発言いただければと思っております。

それから3点目になりますけれども、本日は朝日新聞、毎日新聞、それからテレビ局、CBCの取材が入っております。撮影に関しては冒頭部分のみとなっておりますけれども、どなたか撮影をされると困るといわれる方、いらっしゃいますか。大丈夫ですか。はい、では撮影は冒頭部分で、その後は、傍聴していただくこととなりますので、どうぞご了承ください。

それから最後になります。4点目ですけれども、本日は地域開催、名古屋での開催で、テレビ会議形式をとっております。外務省、JICA本部、それからこちらJICA中部をつなぐ形で会議を開催しております。マイクで、あちらに画像が映っておりますけれども、ご発言の際はやはりマイクをしっかり使ってご発言いただいて声を届けていただければと思います。

以上でよろしいでしょうか。それでは早速会議を始めてまいりたいと思います。

木本（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

開会あいさつに移らせていただきます。外務省代表としまして、竹若敬三国際審議官NGO担当大使からよろしくお願いいたします。

竹若（外務省 国際協力局 審議官／NGO担当大使）

国際協力局の審議官でNGO担当大使を拝命しております、竹若でございます。着席させていただきます。本日こうして、ODA政策協議会を平成25年度の沖縄開催から2年ぶりに地方で開催できる運びとなりましたことを大変うれしく思っております。東京での定期協議会ではお目にかかれない名古屋のNGOの方々にも本日はご参加いただいております。会議のアレンジとしまして、東京の外務省とテレビの会議でつなぎまして、関係各課室とも対応を万全とさせていただきます。本日、活発な議論が行われることを期待しております。

本日はG7伊勢志摩サミット前ということでNGO、外務省双方から、それぞれサミット関連報告がございます。外務省からはサミットの議題について説明させていただきます。三重、愛知、岐阜3県のNGOがネットワークを組む動きがあるということで、NGO側からの報告を拝聴させていただきたいと存じます。また、協議事項の一つでございますユニバーサル・ヘルス・カバレッジ・UHCにつきましては、私自身が国際保健政策を所掌のひとつとして見させていただいております。その他円借款の迅速化、アフリカにおける平和構築とNGO側からの議題を提示いただいております。

平成27年度で20年目を迎えました、NGO・外務省定期協議会でございますが、今回が今年度最後のODA政策協議会となります。今年度を締めくくる双方の議論が建設的で実りあるものとなるよう皆様と協議を行っていきたく存じます。本日はよろしくお願いいたします。

木本（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

竹若大使どうもありがとうございました。早速ですけれども、報告事項の一点目に移らせていただきます。2016年G7伊勢志摩サミット議題について、大塚外務省経済局政策課企画官よりよろしくお願いいたします。

大塚（外務省 経済局 政策課 企画官）

東京から参加しております。音が聞こえてますでしょうか。

木本（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

はい、聞こえております。

大塚（外務省 経済局 政策課 企画官）

はい、今日はこういう機会をいただきまして、ありがとうございます。もともとは私も

名古屋までうかがって参加する予定にしておりましたけども、直前に業務の関係で急きょこちらからの参加となりまして、まず最初にお詫びを申し上げたいと思います。伊勢志摩サミットの議題の検討、現状につきまして説明をしたいと思います。もう皆様ご存じの通り5月の26日、27日に三重県の伊勢志摩でG7サミットを開催いたします。また4月10日、11日にはG7外相会合が行われますけれども、外相会合を皮切りに日本各地で、全てで10の関係閣僚会合が開催されることになっております。G7というのは自由、民主主義、法の支配、人権といった基本的な価値を共有するフォーラムでございますので、こういうフォーラムの議長として、地域そして世界の平和と繁栄のためにグローバルな視点に立って最も適切な道筋を示すと、そういうことを通じて世界をリードしていきたいという考えを総理はこれまで国会を含めて色んなところでおっしゃっておられます。また今回の日本でのサミットというのはアジアでの開催としては8年ぶり、洞爺湖の時以来8年ぶりとなりますので、アジアの問題についてもしっかりと議論したいということも、総理は繰り返し述べておられます。それで具体的な議題でございますけれども、伊勢志摩サミットでは、世界経済や貿易、テロ、北朝鮮情勢などのいわゆる外交安全保障の問題、気候変動、エネルギーなどのいわゆる地球規模課題、貧困、開発の問題、こうした世界が直面している様々な課題について、首脳間で率直に議論するというところで準備を進めているところでございます。

まず世界経済、貿易についてですけれども、今年に入ってから特に市場も不安定な動きを見せておりますけれども、その背景としては中国を含めた新興国経済の減速、それから原油価格の下落、貿易が大分減退しております。アメリカの金融政策の正常化等々、こういった要素の中で世界経済が不透明さを増しております。サミットにおいては世界経済の成長、リスクへの対処についてG7として前向きなメッセージを出すということを目指したいと考えております。

次に政治外交問題についてですけれども、先ほど申し上げましたテロ対策の他、中東情勢あるいは難民問題、ウクライナ情勢、北朝鮮情勢等々の現下の政治外交問題について首脳間で率直に議論するということになると思います。

気候変動についてでございますけれども、皆さんご承知の通り昨年12月のCOP21において京都議定書以降の新たな枠組みであるパリ協定が採択されました。我が国としても安倍総理から途上国支援の増額を表明することなどを通じて合意の妥結に貢献したところでございます。サミットではG7としてCOP21の成果をもとに気候変動に関する国際社会の取り組みを先導していくような議論を行えたらと思っております。

エネルギーにつきましては、先ほども申し上げた油価の下落、あるいは地政学的な不安を背景に、大変エネルギー情勢が非常に変化が大きくなっているということがございますので、エネルギー安全保障の確保、これが国際社会にとって非常に重要な課題となっております。エネルギー政策においてもG7として主導的な役割を果たしていくということが重要だと考えております。

開発の問題でございますけれども、昨年の9月にSDGsを中核とする2030アジェンダが採択されまして、G7伊勢志摩サミットで同アジェンダ採択後初めてG7サミットを開くということになります。

今後の2030アジェンダの実施には政府のみならず、民間あるいは正に今日集まりの皆さま市民社会を含めたあらゆるステークホルダが参加したグローバルパートナーシップが不可欠という認識でG7は一致いたしております。G7としてこのようなパートナーシップのもとでSDGsを含めた2030アジェンダを積極的に実施していきたいと考えているところでございます。

日本は今年の8月に国連、UNDP、世銀、AU委員会とともにケニアでTICADVIを開催いたします。TICADは国際社会全体でアフリカの開発を議論するための機会でございますので、G7との間で有機的な連携をつくっていくことができると考えております。

以上申し上げたのがG7というフォーラムで通常議論される大きなテーマでございますけれども、今回の伊勢志摩サミットにおいては今申し上げました議題に加えまして、日本がこれまで国際社会での議論をリードしてきているテーマとして、女性の活躍の推進、それから質の高いインフラ、そして保健等にも光をあてて議論を主導していきたいと考えているところでございます。この3点につきましては、今日お集まりの皆様におかれても大きな関心をお持ちの分野ではないかと理解をしております。

まず女性についてでございますけれども、皆様も御承知の通り、我が国は女性が輝く世界に向けた様々な取り組みを行ってきておりまして、その一環として2014年から国際女性会議WAWを開催して、海外から多くのリーダーを招き、女性をめぐる様々な課題について、議論をしてきております。伊勢志摩サミットでは昨年ドイツエルマウサミットでも女性についての議論が行われてきましたので、その成果も踏まえて教育を含めた女性のエンパワーメントでありますとか、自然科学技術分野における女性の活躍推進、こういったテーマを取り上げてあらゆる分野で女性活躍推進に向けた国際的な気運を高めていくことができると考えております。

次に質の高いインフラについてですけれども、現在世界のインフラ投資の需給ギャップが年間で1兆ドル、1兆ドルに上るとされておりますけれども、短期的あるいは量的な視点だけではなくて、中長期的かつ質的な観点、こういった観点を踏まえてインフラについて考えていくことが不可欠だという主張を日本はこれまで国際社会で発信してきております。日本としては長年アジアをはじめといたしまして世界において質の高いインフラ投資を推進してきております。昨年5月には安倍総理から質の高いインフラパートナーシップを発表したところでございます。伊勢志摩サミットでは、持続可能な成長に資する形で質の高いインフラ投資を実践することの重要性、こういったことを発信してG7を通してどのような貢献が可能かを議論できればと考えております。

最後に保健についてでございますけれども、2000年に日本が主催をしました九州沖

縄サミットにおいても感染症対策を主要議題として取り上げ、そしてそれが2年後のグローバルファンドの設立につながったというのは皆さんよくご承知のことかと思えます。また2008年の洞爺湖サミットにおいても感染症対策や母子保健を含めた保健システム強化の本格的取り組みに合意したところがございます。こうしたこれまでの日本の取り組みも踏まえまして、伊勢志摩サミットではエボラ出血熱などの教訓を受けた公衆衛生危機への対応、それから母子保健から生活習慣病、高齢化までを視野に入れたライフコースを通じた保健サービスの確保を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ・UHCの推進、こういった課題について議論を行うことを考えている所でございます。以上が現時点で検討している議題の状況でございます。

今ご紹介いたしましたアジェンダの概要につきましては皆様からご要望もあると伺っておりますので、早ければ明日にでも外務省の伊勢志摩サミットのホームページにアップする予定であることをご紹介させていただきまして、私からの説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

はい、大塚企画官どうもありがとうございました。報告事項ではございますけれどもNGO側の方から何かこの場で確認したいという事項があればご質問を受けたいと思えますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。伊勢志摩サミットについては市民社会も大きな関心を抱いているところで、ホームページ公開に先だってこういった場を活用いただいてどうもありがとうございました。

それでは、G7サミット市民社会フォーラムと東海市民サミットネットワーク結成について、まずG7サミット市民社会プラットフォームの共同代表でもある西井さんの方からご報告お願いいたします。

西井（名古屋NGOセンター 理事長）

名古屋NGOセンターの理事長の西井です。よろしく申し上げます。

伊勢志摩サミットに対して、日本の市民社会の方で起こっている動きとして大きく分けて2つあります。

一つは、全国規模で展開されていますG7サミット市民社会プラットフォームという取り組みです。それから地元三重県を中心に愛知、岐阜、東海3県を基盤にして、東海「市民サミット」ネットワークが結成されました。

まず、G7サミット市民社会プラットフォームについて、事務局をされているJANICの堀内さんの方から報告をしていただきます。

堀内（国際協力NGOセンター 調査提言グループ）

国際協力NGOセンターJANICの堀内と申します。

先ほどご紹介のありました通り2016年G7サミット市民社会プラットフォームの共同事務局を動く→動かす、JANICの2団体で務めております。私からは、2016年G7伊勢志摩サミットへ向けた市民社会の動きということでプラットフォームの活動を中心にご紹介、ご報告いたします。

市民社会プラットフォーム、昨年11月に結成されまして、現在53団体の市民社会組織、CSO、NGOが参加しているネットワークでございます。主な活動目的としましては、資料の1ページ目でございますけれども、議長国である日本の市民社会として、サミットそしてその関連閣僚会合の情報を広く日本と世界の市民社会に伝えるということ、また日本政府、G7諸国政府や関連機関と各国市民社会との対話の場、政策提言の場を設けるということ です。

2つ目としてサミットや関連閣僚会合に向けて民間やアカデミーを含めて連携を促進していくということ。

3つ目、海外の市民社会、特にG7諸国の市民社会ですけれども、海外の市民社会との連携調整、必要な情報提供を行っていくという、この3つの目的を持って活動をしています。活動内容につきましては、配布資料お読みいただければと思いますけれども、主に、国内および海外の市民社会との連携、政府と市民社会の対話の場の確保、そしてサミットに向けて市民社会、一般市民の方も含めて一般市民社会の声を集めて発信するということ。そして、サミットに関わる人権問題への取り組みという、主にこの4つのような活動をしております。

先ほど議題の中でご報告があった通り、今回伊勢志摩サミットはSDGsの採択後初めて、そしてパリ協定の合意後初めての開催です。2015年に大きく、今後の社会の、世界のあり方を考える上での国際規範というものが決まりましたので、それをG7諸国としてどう受け止めて今後実施していくのかという議論をされる大変重要な場というふうに考えておりますので、市民社会の声をまとめて、G7諸国、日本政府とG7諸国に提言をしていくという場を支えるというような意味でこのプラットフォームを作り、こういった活動を重点的に行っております。

この11月に設立してから、12月、1月と設立総会や戦略会議を開き、政策提言を今後していくために準備しています。3月の22、23日に、「CivilG7対話」を京都市で開催いたします。これは、毎年市民社会とサミット議長国との、議長国を中心とする市民社会との対話、そういうものが開かれておりまして、2008年の洞爺湖サミットの際もたまたまですが、同じ京都市で開催されたのを今回も開催するということです。ここに、日本の市民社会そして海外特にG7諸国そしてアジア、アフリカから総勢80名程が集まって市民社会としての提言をまとめて、それをもとに対話を行います。これが政策提言の一つのいわゆる山場となりますので、今日出席されているNGOの市民社会の方も是非この「CivilG7対話」にご注目いただけてご参加いただければというふうに思っております。また、この市民社会プラットフォームとして、外務省の経済局政策課と別

途意見交換、打ち合せというのをしておりますけれども、この「Civil G7対話」に終わらずに、サミットまで、4月、5月と期間がありますので、また別途「Civil G7対話」を受けた意見交換というものもいま協議をしていることもございますので、そういった場でも市民社会としての声を発信していきたいなというふうに思っております。また、サミット本番、5月26、27日の近くになりますと国際メディアセンターが設置されまして、各国からメディアがやって来て、サミット関連報道をするということになっております。そこで、市民社会としてもサミットに向けて声を出していくというのが毎年のように通例となっております、国際メディアセンターへのアクセスについても外務省との間で協議を進めておりまして、市民社会側としてアクセスができるということで議論が進んでおり、そういった場での提言アピールということもできるかというふうに考えておりますので、引き続きプラットフォームでの活動にご注目いただければと思います。私からは以上です。

西井（名古屋NGOセンター 理事長）

ありがとうございました。それでは引き続きまして、地元のNGO/NPOの動きについてご報告いたします。

お手元に資料がっております。タイトルは「『市民の伊勢志摩サミット（略称：市民サミット）』の開催に関する『東海「市民サミット」ネットワークへの参加』及び『分科会発表』募集要項」というペーパーです。

今ご紹介ありましたように、サミットの本番前には通例、オルタナティブサミットが開催されます。今回伊勢志摩サミットに対するオルタナティブサミットとして開催されるのが、「市民の伊勢志摩サミット」です。略称「市民サミット」という名称です。

市民サミットを実施する団体として、東海市民社会ネットワークが結成されました。これは地元三重県のNGO/NPOの方々を中心に、愛知県、岐阜県のNGO/NPOが一体となって、市民サミットを開催することを目的として結成されたネットワークです。日頃NGO/NPOの方々地元で取り組んでいる活動をグローバルな課題にどうつなげていくかという点に焦点をあて、サミットに対する政策提言を市民サミットの間を活用して積極的に行おうという取り組みです。結成されたばかりですので、参加する団体を現在募集しているところです。呼びかけ団体はこの資料の右側のページにあります、5つの団体です。みえNPOネットワークセンター、ぎふNPOセンター、名古屋NGOセンター、ボランティアネイバーズ、泉京・垂井という5つの団体で呼びかけを始めました。現在参加団体を募集しているところですので、順次また参加する団体も増えていくと思っております。これとはまた別に、今募集を行っていますが、分科会です。左側のページにありますように、5月の23、24日に市民の伊勢志摩サミットを開催いたします。四日市市のじばさん三重を会場に開催する予定です。15の分科会を設け、分科会での議論に基づいて政策提言のペーパーを作り、サミットへ向けて積極的に出していくことを目標として

います。

地元のネットワークとしては、分科会のテーマを6つ設けました。これは右側のページの(2)の「『市民サミット』分科会における提言発表者の募集」というところに書かれております。環境、災害、子ども、若者、地域間格差、移民・難民・多文化共生、力強い市民社会という6つのテーマを掲げて分科会を開こうと計画しております。

15ある分科会のうち7枠を地元の方で担当し、8枠はG7サミット市民社会プラットフォームの方で担当していただくという役割分担です。

東海三県のNGO/NPOが一つにまとまって政策提言を目標に取り組み始めるのは、この地域では初めてのことであります。これを積極的に活用して、地元の課題をグローバルな課題と関連づけて発信していく取り組みとして位置づけたいと思っております。以上です。

木本（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

西井さん、堀内さんどうもありがとうございました。NGO側から今の報告に対しまして外務省側、大塚企画官、何かコメントなどございますでしょうか。

大塚（外務省 経済局 政策課 企画官）

どうもありがとうございました。先ほど開発の中でも申し上げましたけれども、これから開発の課題というのは政府だけで取り組むということでは全くなくなってきておりますので、今日の機会も含めまして、またこれまで堀内さんも含めまして色んなものを通じて意見交換をさせていただいておりますけれど、こうした意見交換を活かしてですね、取り組んでいきたいと思っております。どうもありがとうございました。

高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

司会の方から失礼いたします。それでは報告事項の1、2に続きまして報告事項の3番、円借款の迅速化に入りたいと思います。お手元の議事次第では外務省の方から発言になっておりますけれども、先に議題提案された神田さんの方から、提案の趣旨をご説明いただいて外務省にお答えいただければと思います。それでは神田さんよろしく願いいたします。

神田（泉京・垂井 理事）

岐阜県にありますNPO法人泉京・垂井の神田と申します。泉京・垂井は地域づくり、環境、フェアトレード、多文化共生といったような課題に取り組む小さなNPO法人であります。今回泉京・垂井のメインテーマではないんですけれども、今年度より泉京・垂井ではあどぼの学校というアドボカシー、こういった場で色んなことを発言したり、あるいは調査研究をしたりする人材育成のための学校をはじめまして、そういった関連もあつ

で私自身もともこのういったODA政策には関わってきましたので、あらためて円借款についてご質問させていただくというか参加させていただきました。

昨年の11月にメディアの報道で円借款の迅速化というふうなことが大きく報道されたというのが今回質問としてやらせていただいた経過でございます。円借款につきましては様々な議論が展開されてきたというふうに認識はしております。とりわけ、大規模な事業が多かった、先ほどサミットのテーマとして質の高いインフラというようなこともございましたけれども、インフラ整備を重視するという意味で巨額の円借款が供与され続けてきたということもあり、90年代多くの日本のODAの問題視されたものの中には円借款のものが多かったというふうな事情もございました。一方で円借款だけではないですけども、借款のスキームというものが貧困国に対する債務の問題を引き起こしてきたというのもありまして、90年代半ばより債務帳消し運動というものが世界大で繰り広げられていき、サミットの度にそれがNGO側からの大きな話題、議題というふうに提示され、99年のボンのサミット、2000年の沖縄のサミットなんかでは、大きな焦点になったというふうなこともございました。また、ODAの政策の中におきましてもOECDのDACにおいて常にグラントエレメントの問題、グラントエレメントというものを適正化していかうというふうな提案がなされて、日本はそういったことは目標値に届いていないのではないかというような指摘が続いているというふうな背景なんかもございます。

ただ一方では2008年、9年ぐらいから円借款を見直そうというふうな動き、その前から日本の経済界なんかを中心に円借款というスキームは日本のODAの中では優れたシステムではないかというふうな意向なんかも出てきて、ずいぶんとNGO側が代表であったり、あるいは住民参加というものから遠い存在として、あるいは債務の問題として円借款を問題視する一方で、経済界ですとかあるいは政府の中では円借款を再評価しようというふうな動きが強まってきたというふうなこともあろうかと思えます。そういった流れを受けて今回円借款を迅速化するということがバーンとメディアに報じられた。それについて外務省のホームページ等を確認している中ではあまりそういったことに対する政策文書というのは見受けられずに、どういった形でもってこの円借款の迅速化、あるいは見直しというものが進められてきたのかというふうなことが分かりにくいということがあって、今回外務省の方にご説明をお願いしたというふうな次第でございます。

具体的には一枚紙で提出させていただいております質問状の中にですね4. というところがございます。事前に外務省の方にお送りした質問について簡潔に述べさせていただきますけれども、(1)といたしましてODA政策における位置づけについてということと1)、先ほど来申しておりますようにDACのODAの無償化促進の議論と日本の円借款見直し議論との齟齬はないのかということについて懸念がありますので、ご説明いただけたらというふうに思います。

2)は、何はともあれ債務の問題と円借款というのが当たり前ですが、密接につながってはおります。2000年の九州・沖縄サミット以来、日本政府も重債務貧困国に対する

債務救済無償資金協力というスキームでもって債務削減、債務帳消しに取り組んでこられたというふうに認識はしておりますけれども、それと今回の円借款の迅速化、特にですね、この債務救済無償資金協力を実施中の対象国に対して追加で円借款を実施するというふうなことが見受けられるというふうに思うんですけれども、こういったことに対する検討というものについてはどのような形で進められてきたのか、というふうなことについてもご教示いただけたらというふうに思います。

また（２）に記しております今回の円借款の迅速化の計画についてということでございますけれども、３）に書いております、要請から契約締結までの期間を半減する。約７年を３年半にする取り組みの達成状況というふうな形で聞いてはおりますが、もともと７年というふうな円借款、これは平均であると思うんですけれども、こういった期間をかけるというふうなことでも大きな案件の場合は十分じゃないと見られるところもあったのに対して、これをいきなり半分というふうにするというようなことってというのは果たして可能なのか。そういった場合に何か問題が出るまいかといったことについて外務省の方でどういうふうにされているのかという達成状況を話していただきたいというところでございます。４）では９か月という処理期間を、達成時について外務省ではどう評価されているか。そして次ぎめくっていただきまして５）です。半減努力についてプラス効果とマイナス効果というのは外務省の方でどういうふうに見てられるのかというふうなことについても併せていただきたいと思います。そしてあと６）ですけれども、最大１年半短縮するために新たにどのようなことを手段を講じてこられたのか、単に、例えばプロジェクト借款であったものをプログラム借款にシフトするというふうなことで短縮化を図ってられるのか、それとも違う意味あいがあるのかというふうなことなんかについても少しご説明いただけたらというふうに思います。

７）では１年半短縮拡大で生じるリスクをどう回避するか、その手段というふうなことでございます。とりわけNGO側、私たちの関心ということでいいますと、影響を受ける住民の意向を確認するというふうなプロセスについて、十全な手段が講じられているのかどうかというふうなことについては大きな興味関心を持っているところでございますので、具体的にご説明いただけると有難く思います。

質問といいながら細かい色んなことを聞いて申し訳ございませんですけど、またこれからご説明を受けて議論を継続していけたらなというふうに思います。多くのNGOの方もこういったことについて関心を持っていただいておりますので、今日を発端として今後議論を展開できたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

木本（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

はい、神田さんどうもありがとうございました。問題意識ですとかご質問ですとかご説明いただきましたが、外務省側から、国際協力局の開発協力総括課宮下課長お願いできますでしょうか。

宮下（外務省 国際協力局 国際協力総括課 課長）

はい。ありがとうございます。ご紹介いただきました、外務省の国際協力局で開発協力総括課長をしております宮下と申します。本日は神田様におかれましては円借款の過去の歴史を踏まえた非常に多岐にわたるご質問をいただきました。誠にありがとうございます。私の方でどの程度ご期待に沿える回答できるか分かりませんが、とりあえず私の方の考えをお示しさせていただければと思います。若干頂いた質問の順番と前後する形でご回答申し上げるかもしれません。なるべくここはこの質問、この質問はこの回答のところである、この回答はこの質問の回答だというふうに答えたいと思いますので、ご容赦いただければと思います。

基本的には円借款の迅速化についてご質問頂いたと思いますが、私どもは政府としましては途上国における開発効果、援助効果の早期発現を促進する上で、円借款の業務は迅速化していることが重要であると思っています。もちろん日本の経済界の方々からも円借款の迅速化は求められておりますけれども、やはり途上国のそうした援助を受ける人々に対する援助効果が早く発現していくということも非常に重要と思っております。そうした中で私どもとしましては途上国にとって、より魅力的な円借款となるように、ご案内の通り数次にわたって制度の改善やプロセスの迅速化というのを行ってきたところでございます。すでにご質問の中で、私どもがやってきた様々な努力についてご紹介していただいておりますので過去の経緯についてはあまり細かく申し上げませんが、先ほどご指摘いただきましたように、昨年11月には安倍総理が5月に発表した、質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ策の一環として円借款の迅速化というものを表明しております。それで円借款の迅速化について最大1年半短縮するためにどのような手段、手順、処置を講じるのかという質問の（6）についてまず答えさせていただきますと、この短縮する期間というのは政府関係手続期間、ODAでやっております日本政府及びJICA等の内部の政府関係の手続期間を短縮するというところでございまして、具体的にどのようなことを行うかといいますと、外交上重要もしくは我が国の優れた技術やノウハウの活用可能な案件に対しては、早い段階で先方政府に対するコミットメントを果たす、いわゆるプレプレッジの実施を促進することによって、プロセス全体を前倒しする。さらには技術的になって恐縮ではございますが、F/Sを担当したコンサルタントの随意契約によって詳細設計を実施するといったようなこと。さらには円借款に必ず必要とされているOECDに対する通報、このプロセスを前倒しするといったような措置を着実に取り組むことによって、先ほど申し上げました政府の関係の中の期間、ですから政府の中ないしはJICAの中の期間を重要案件については最大1年半まで短縮してその他の案件については最大2年まで短縮する。大体政府関係手続期間というのはおおむね3年程度かかっているとわれていましたので、この意味で1年半、今でできる半減ということになります。

というのが私どもが今回表明させていただきました円借款の迅速化に関する手続きの内

容でございます、先ほどご懸念いただきましたように住民の方々の意向を確認するプロセスを短縮するという事じゃなくて、あくまでも政府の中の手続き期間というのを可能な限り迅速化していく、もしくは到達のプロセスを短縮化していく、あるいは同時並行的に行っていくというような手続きをもって、円借款の実施期間を短縮化していくということでございます。その他いくつかいただきましたご質問の点について回答したいと思います。但し、いただいた質問のカギ括弧の「円借款の迅速化計画の達成状況」に関するご質問、（３）、（４）と（５）等について、お答え申し上げたいと思います。すでに円借款の要請から契約の調印までに要する標準処理期間9か月の達成率につきましては、外務省のホームページで公表を行っております。他方、頂いたご質問になります案件形成から工事契約締結までの期間の半減の達成状況につきましては、すでにご案内のことと思います。円借款のですね、様々な形態や規模のご指摘がありましたが、もしくは、相手国政府から要請が出てくるタイミング、直前になる場合ですとか、要請を出してから案件形成が進む場合とか、ほとんどが終了した段階でようやく要請が出てくるといったような様々な円借款の多岐にわたる性質上から、必ずしも定型化することが難しく、かつ途上国の事情等にも大きく左右されることがございますのでこちらの公表というのを行っていないのが現状でございます。

標準処理期間9か月の達成状況につきましては公表させていただいております、当初は平成20年度で33パーセント台だったと思いますが、その年度以降は主に50パーセント以降を超える水準で推移していくということでございます。こうした半減 努力のプラス効果と、マイナス効果に関するご質問をいただきましたけれども、円借款のための迅速化という意味では、途上国における開発効果の早期の発現、さらには我が国の援助自体が戦略的な有効性を高めることによって相手国から還元されるといったようなプラス効果というのが期待されます。また想定しうるマイナス効果としましては、迅速化により案件や供与対象国に対する様々な審査、ご懸念であります債務返済能力との審査が甘くなったり、案件の質が低下したりするといったことが想定されるマイナス効果としてはございます。他方、当然想定されるこうしたマイナス効果に対しては、日本政府としては円借款の質の高さと供与先からの返済を確保するということが非常に重要だと考えておりますので、こうした円借款の供与に際しては供与対象国の協力体制ですとか債務返済能力、案件運営能力、債務債権保全策というふうに検討してから判断を行ってきているというのが現状でございます。

質問の（２）および（１）に対するご回答をさせていただければと思います。債務帳消しといったような対応策と円借款の迅速化の矛盾は生じないのかといった質問を事前にいただいたところでございます。今申し上げたことと一定程度重複すると思いますが、債務免除というのはですね、国際社会が一致して重債務問題を抱える国の問題解決にあたって国際金融の安定化ですとか貧困問題の解決を図るという供与手段でございます。先ほどご説明をいただきましたように、1990年代の後半、特に99年、2000年といったあ

なりに、世界的な課題になりましてNGOの方々の後押しも受けて、こうした債務問題の解決にあたって大きな進展があったというふうに承知しております。他方こうした債務免除というのは、当然債務国はモラルハザードを引き起こす可能性もございます。従って我々としては、こうした債務免除を行うのは、必要不可欠な場合のみ、例外的に実施されるものであるというふうに考えておりました。債権債務国は主体的に経済社会改革に取り組み成果を示すということを前提とした上で、国際的な合意に基づいて債務免除を実施していくところでございます。こうした債務帳消し等のプロセスが円借款にいうところの矛盾が生じないというのが非常に重要でございます。円借款迅速化にあたりましては、まず円借款の供与先から確実に返済をうけることができるよう、債務免除が行われないう、債務免除を行うような事態にならないように、案件の審査ですとかリスクの管理にしっかり取り組んでいきたいと考えておりますし、こうした取り組みを通じて、債務帳消しの対応策と円借款の迅速化との矛盾を生じさせないように努めてまいりたいというふうに考えております。

先ほど債務救済無償資金協力の話もいただきましたが、従前私どもは確かに債務救済無償資金協力という形で債務問題の解決にあたってきた経緯がございます。他方我々の方の政策判断で平成15年度以降債務救済無償資金協力を実施しておりませんので今現在、債務救済無償資金協力を実施中の国に対して円借款を供与していくといったようなケースはございません。ただ、おそらくご質問の主旨としましては、債務免除を実施した国に対して新規の円借款を実施したことがあるのかどうかという観点なのではないかと私ども推察いたしますので、一度債権を放棄した国に対しては円借款を新規に供与した場合あるいは再開した例はございます。例えば近年ですとミャンマー等に対して行っております。ただ当然一度債務免除実施済みではございますので、先ほども申しましたけれども援助の再開にあたりましては、相手国政府の様々な取組みですとか、債務状況、債務問題の進捗状況、二国間関係あるいは相手国の協力体制、債務返済能力、他のドナー国の動向等を踏まえた上で、相手国が再び債務救済を要する事態にならないということが判断される場合に限って円借款というのを供与するという現状がございます。

最後に、DACのODA無償化促進の議論と日本の円借款見直し議論の齟齬はないかというご質問をいただいております。順序が逆転して恐縮ですが、(1)の回答でございます。現在DACにおいては、ここにご指摘がございますようにメンバー国の中でODAの譲許性を高めようとする流れがあるというふうに承知しております。私どもがやっております円借款はもともとかなり譲許性の高い、つまり低金利で返済期間が長いという意味では途上国側にとっては非常に有利な制度でございます。昨今では、そうした途上国側にとって歓迎されるべき譲許性の高さをさらに、引き上げる上で、例えばSTEPといったような極めて金利の低い円借款制度というのを導入したりしておりますし、例えば最貧国に対してはかなり利率の低い0.01パーセントといったような借款も導入しております。こうした低金利で譲許性の高い円借款の導入自体をDACにおける譲許性の高い方向にO

DAを持っていくべきという議論と齟齬はないものと考えておりますので、こういった方向で円借款についての取り組みを引き続き行ってまいりたいと思っております。

私が頂いた質問に対してご回答したつもりでございますので、よろしくご検討の程いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

はい。宮下課長多岐に渡るご回答ありがとうございます。それでは提案者の神田さんの方からいかがでしょうか。

神田（泉京・垂井 理事）

ありがとうございます。実に丁寧に説明していただきまして私自身は質問させていただいたことについては十分に理解できたつもりではおりますが、その中で若干懸念される場所、あと少し追加させて、追加質問をさせていただきたいというふうに思います。一つはですね、日本政府内部での手続きの迅速化によって手続きを迅速化させるのだというふうなことはよく分かりました。その中の一例としてあげられたのがF/Sを担った企業が随意契約でD/Dを担うというふうなことがございました。この辺りは随分と90年前後に議論されたODAを不透明化するというふうな一つの要因にならないかというふうなところにつながりかねないんじゃないかという懸念がございます。またですね、日本政府内手続きを迅速化させる中で従来やられていた円借款に対する技術官庁の関与ですね。あのプロジェクト援助なんかの場合ですと農水省ですとか国交省なんかの技官の方たちが関与されることによって援助の質を担保するというようなことが行われてきたと思うんですけども、そういったことに齟齬を来さないのかなというように私お話を聞いてちょっと専門的なことかも知れませんが、懸念を抱いたというふうなことが一点でございます。

もう1点は債務についてもミャンマーが例としてあげられまして、債務免除した国に対する追加の円借款ということはミャンマー以外は今はないということではございましたけれどもですね、後の議題とかにも関わってくるかもしれませんけれどもアフリカの諸国などにプログラムで円借款を...（雑音）

宮下（外務省 国際協力局 国際協力総括課 課長）

どうぞ、すいません。失礼しました。

神田（泉京・垂井 理事）

はい。もし追加で情報があったらまた教えていただきたいのですが、アフリカ諸国なんかプログラムで援助されているときにですね、そのプログラムで出した場合にプログラムのパッケージ自体が十分に経済成長を引き起こすというふうなことが想定できない

プログラムの場合、返済に対する懸念というものが出てくるんじゃないかというようなことが一つと、もう一つ返済に対する懸念の場合は当該国の努力だけでなくって国際経済の動向に大きく左右されるんじゃないか、特に円の為替レートの大小によっての影響というものも相当大きいと思うんですけども、そういった点について、とりわけ80年代後半から90年代にかけてはそこが顕著だったというふうに私なんかは見るんですけども、そういうことについての日本政府の検討、配慮というものがあるのや否やといったようなことを、この2つについて改めてご確認できたらというふうに思います。

高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

神田さん、ありがとうございます。お答えいただけない場合もあるのかと思うのですが、何かコメント、いかがでしょうか？

宮下（外務省 国際協力局 国際協力総括課 課長）

今の質問に答えなくてよろしいのですか。

高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

NGOのコメントをもう一つ受けてから、お願いしたいと思います。何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。では失礼しました。ご回答可能な範囲で結構です。よろしくお願いたします。

宮下（外務省 国際協力局 国際協力総括課 課長）

ありがとうございます。何点かご質問いただきましたけれども、一点目のF/Sと担当したコンサルタントがD/Dの随意契約をすることの透明性の観点如何ということのご質問についてですが、これは我々として、F/Sをやった人たちは当然調査の対象となっている案件を理解していると、そうしたほうが効率的にできるのではないかという観点からおこなっているもので、もちろん私どものほうからこうした案件を受け付けるということではできませんので、当然のことながら相手国側が随意契約の詳細設計の実施を自発的に希望申請した場合で、かつ日本政府が同意する場合について、こういうことをやっているということで最大限透明性というのを確保していきたいと考えているところでございます。2点目の円借款において、審査等における技官の方々の関与の重要性につきましてはまさしくおっしゃるとおりでございます。円借款の事業も、だんだんと時を経てさらに複雑化、高度化してまいりましたので技官の方々の技術的見地からのアドバイス、非常に有効だと思っております。こうしたプロセスが迅速化することによって損なわれては、我々が今質の高いインフラを世界に導入していきたいという取り組みをまさに回避するものでございますので、こうした迅速化を行う一方で、しっかり技術的見地からのアドバイスをいただけるような実施体制というのを取り組んで参りたいというふうに考えております。最

後の債務削減につきましてはミャンマーをたまたま例示させていただきましたが、ミャンマー以外にも全てをおあげできるわけではありませんが、例えばモザンビークといった国については、債務救済をした後円借款を供与したという事例があるというふうに承知しております。モザンビークという国、アフリカのような国々に対してプログラム借款が、必ずしも開発に資さないのが結果として累積債務が蓄積するだけではないのかということについてのご質問をいただきましたが、むしろ我々としてはそういうことが起こらないように、今後とも注意していきたいし、相手国の経済情勢ですとか社会開発状況の分析というのを一生懸命進めていきたいというふうに考えている次第でございます。最後にいただきました為替の問題につきましては円借款の制度設計上付いては離れない問題ではございますが、我々としては徐々に、円借款、円以外の為替の導入の可能性というのを検討しております。もちろん基本的には円でやるので大規模な導入をすることはなかなか難しいのですが、今我々がやっているものとしては外貨返済型、円で貸してドルで返していただくというような外貨返済型の円借款というのを徐々に導入して、いくつかの国では事例が生じているところでございますし、今回のあの質の高いインフラパートナーシップのフォローアップの中で、ドル建ての借款実現というものを掲げております。もちろん、これはまだ制度設計ができておりませんし、具体的にどのような供与条件で、どの国に対してどの規模で実施できるかということとはなかなか難しい時点もありますが制度としてはこうしたものを導入して今後検討を進めていきたいというふうに考えている次第でございます。以上です。

高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

宮下課長、追加的な質問にも丁寧にお答えいただきまして誠にありがとうございました。それでは以上で報告事項、円借款の迅速化については閉じて参りたいと思います。本案件については今後も幅広いNGOが関心を持っていかれるかと思っております。本日はキックオフということで報告事項としてお答えをいただきました。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、3番の協議事項の方に入って参りたいと思います。協議事項の第1点目、日本のODAにおける保健医療分野の方向性、特にユニバーサル・ヘルス・カバレッジをめぐるということで、アジア保健研修所事務局長の林様の方から、ご提案後質疑をお願いいたします。

林（アジア保健研修所 事務局長）

よろしくお願いたします。名古屋市に隣接しております愛知県日進市に事務局を置くアジア保健研修所の林といいます。今年度第1回当協議会においてNGO側からは伊勢志摩サミットに向けてということで提言が出されていると思いますが、その後SDGsが9月に採択され現在いたっているということから今回UHCを議題として出させていただくことにいたしました。

私どもは、アジア各国の東南アジアや南アジア、西はアフガニスタン、パキスタンまで含みますが、それらの国の特に、農山村部や漁村部で地域保健活動あるいは地域開発活動に携わっている現地のNGOのワーカーを招き、リーダーシップ養成の研修をしております。また、その人達の帰国後、共同で事業を進めることをしています。そういった活動を、30年以上にわたって行ってきておりますので、今回の発題に関してもその文脈の中で述べさせていただきたいと思っています。

まず、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジとこの言葉の意味するところですが、
「誰でもが必要なサービスを過度な経済的な負担なく受けられる状態」ということで意味して、お話しを進めさせていただきたいと思います。このUHCが言われる背景には、資金面一体そのお金をどういうふうに負担するのかという側面が強く意識されての言葉だということは認識しておりますけれども、ここでは、広い意味でのUHCの定義を踏まえながら、お話をさせていただきたいと思います。

議題案のシートに従ってポイントを述べさせていただきます。3番、ODA政策において私たちNGOの立場から、ODA政策において留意されることを要望したいことです。まず、一つ目。その国において、何が必要であるかという点です。UHCにおいてはその国でどのように制度構築していくのかということが、大きな割合を占めるわけです。しかし、一方で、途上国の中には、基本的に保健医療サービスの質をまず問わなければいけないところもありますし、人・物・お金すべてが不足しているという状況もあります。ですからまずそこで何が優先されるべきか。それは、それぞれの国によって違うだろうし、それを配慮をしながらODA案件が形成されるべきであろうというのが1点目です。

2点目ですが、保健医療制度という性格からいっても、提供する側の視点というのが議論の多くなると思われますが、一方でサービスの受け手側から見てどうなのか。そのサービスの受け手からの視点というのを十分に配慮して、考えるべきであるというのが2点目です。

3点目は、「誰一人取り残されることがない」を目指して制度構築が行われるべきでしょうが、しかしその過程において、取り残される人たちあるいはその時々で排除される人たちも出てくるということも残念ながら現実だと思います。そういう人たちへの配慮と対応をどのようにしていくか、将来の見込みをどういうふうに立てていくか。これが3点目です。

さらに、NGOをODA案件の中でどのように位置づけるかについてが、最後のこのシートの特に5の所で主張したいことです。現地のNGOが行っている様々なプロジェクト、そこでは取り残された人たちや排除された人たちへの多くのインターベンションがなされていると思います。そういうNGOの存在をどういうふうに位置づけて、連携していくか。

NGOの位置づけについても一つの点は、さきほどサービスの受け手からの視点というのを申し上げましたけれども、人々の声を代弁し、集約し、それをより良い制度に向けて提案・提言していくようなNGOの役割も大いに期待できるものかと思っています。そうい

った動きをどのようにODAの案件の中で後押ししていくか、具体的にODAとの対話の場をどのように担保していくか、NGOのアドボカシーの機能をどのように推奨していくか、重要であると考えます。

今日のためにUHCの背景について、パワーポイントをご用意していただいたようですし、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを巡る背景についてお話を伺いたいと思います。またこの場をより良い双方の理解に向けた基盤を作る一助にしたいと思っています。

私からの最後の点ですけれども、私たちがつながりを持っているアジアのNGOについて触れたいと思います。一昨年アジア各国からの研修生にUHCの事を話したら、それは今までとどう違うのか、ヘルス・フォー・オールとどう違うのか、プライマリ・ヘルス・ケアとどう違うのか、という声が出ました。1978年に出されたアルマ・アタ宣言。そこで、住民参加というような要素が出され、新しいパラダイムが「全ての人に健康を」達成していくために必要なだと謳われました。そして、今までにそれぞれの国で、多くの実践活動が行われてきました。私どもは、フィリピンとの付き合いが長いんですけれども、ミンダナオの一つのNGOでは、2000年あたりから盛んに、フィル・ヘルス（フィリピンの公的健康保険）のことを現地の草の根レベルで住民に伝える努力をしています。同時に91年にできた地方自治法を背景にして住民参加ということで、住民の声を行政に届ける草の根での努力をしてきております。また、ルソン島のNGOでは、フィル・ヘルスを背景にして保健医療サービスが届きにくい人たち、山間地に住んでいる先住民の人たちへの働きかけを、行政と連携して行い、その人たちの中でのボランティアを育成する研修をNGOが行い、その基盤づくりを行政が行っております。

多くの国においてNGOの実践がすでに行われていて、その中でUHCが改めて位置づけられて進めていかれることが望ましいと思います。こういった理解のもとに、今後ODA政策がより良い制度に向けてNGOという存在を位置づけて進めていくことかを、一緒に考えたいと思ってこの場にあります。まずは私から以上です。

木本（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

はい。林様どうぞ丁寧な質問ありがとうございます。お手元に外務省からの資料が配られているかと思いますが、こちらに続きまして、外務省国際協力局国際保健政策室日下室長から、では、お願いできますでしょうか。

日下（外務省 国際協力局 国際保健政策室 室長）

よろしく申し上げます。

まず、本日は4点お話ししたい。MDGsの達成期限は2015年であり、2016年に向けてMDGsの現状と新たな国際保健における課題について、どういうふうにSDGsに変わってゆくのかというのがまず第1点目。昨年日本は新しい国際保健政策として「平和と健康のための基本方針」を作成しましたが、これについて第2点目にお話ししたいと思います。

います。今年5月に開催されるG7伊勢志摩サミットの議長国として、我が国は保健についてどういう取り組みを行っているのかというのが3点目。最後にUHC関連の支援例についてご説明をしたいと思います。最初にミレニアム開発目標MDGsについてご説明したいと思います。これは、2001年から2015年までの国際開発目標であり全部で8つの目標がございます。このうち、保健関連は3つの目標がございます、ゴール4、5、6、それぞれ乳幼児死亡率、妊産婦死亡率の削減、HIV／エイズ・マラリアその他の感染症のまん延防止であります。これらは2015年末までが達成期限であり、これまで一定の成果を収めています。ところが、終わってみるといくつかの課題が見えてきました。特に、教育、母子保健、衛生などが現状では達成できなかった。また、地域的な達成にばらつきがあるということ。また、この2015年までの課題の中で、今後世界で取り組まなければならない課題もいくつか見えてきました。このうちの 하나가、MDGsは、国レベルでは達成状況を反映したものであり、国内格差には反映されておりませんので、実際国内格差がかなり大きいことがわかってきました。2016年以降に取り組むべきは、国内格差についてもみていく必要があるのではないかとということです。もう一つが開発をこのまま行った場合、持続可能なのかという視点があります。こういった視点も今後必要ではないかとということで、昨年9月25日に国連の開発サミットにおいて新しい国連開発課題SDGs、2030アジェンダが採択をされました。

今までのMDGsは全部で8個の目標でしたが、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は全部で17の目標がありこのうち保健の課題はゴール3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」というひとつとなっています。

この保健課題には、ターゲットが全部で9つあり、3.1から3.9までとなっております。このうち、1、2、3についてはMDGsで達成できなかった、妊産婦の死亡とか新生児の死亡率を下げるとか、エイズ、結核、マラリアといったこの3大感染症をどういうふうに低減させるのか、根絶させるのかということが含まれています。それ以外では最近問題となっている、実際に途上国では感染症以外のガン、糖尿病、脳出血で亡くなる方が増えてきていますが、これら非感染性疾患をどういうふうに対応すべきかといったこと、そして、日本が推奨しているユニバーサル・ヘルス・カバレッジをどう達成するのか、これらがゴール3の中に含まれることとなりました。

こうした状況を踏まえ、日本の新しい国際保健政策についてお話をしたいと思います。以前の国際保健政策は2011年から15年までのものです。その後継政策につきましては、開発協力大綱が昨年の2月に改定されましたけれども、その開発協力大綱の課題別政策として昨年の9月に採択されました。これは健康・医療戦略推進本部という総理をトップとする体制で採択をされました。この政策、「平和と健康のための基本方針」といいますが、人間の安全保障を基本理念として、以下の3つの政策目標を、掲げております。一つ目が、一昨年来問題となりましたエボラ出血熱、こういった公衆衛生危機、災害などに強い社会を実現することにより、途上国に裨益するとともに、こうした病気を日本に入れ

ないという観点からも、目標を立てています。2つ目は、従来から日本が進めてきた母子保健に加え、先ほど申し上げたような、がん、糖尿病、高血圧というような高齢化に伴う病気に対応できるよう、生涯を通じた基本的保健サービスを切れ目をなく利用することを確立させるために、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを達成しようというものであります。3つ目は、先ほどご説明した公衆衛生危機対応やユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に向けて、日本の知見、イノベーション、保健人材、を活用しようということです。

先ほどご説明した新しい国際保健政策と市民社会との関係ですけれども、支援を実施する上での原則と体制の中で保健を扱う主体との連携の強化という項目がございます。この中で市民社会との連携という項目があり、保健分野でのコミュニティーレベルで活動をされていらっしゃるNGOの方々と密に連携し、協働することが記載されています。

3つ目の課題として、G7に向けこれまでどのような活動をしてきたのかについてお話をしたいと思います。昨年9月に、第70回国連総会で、我が国は保健のサイドイベントを開催いたしました。ユニバーサル・ヘルス・カバレッジはSDGsの中には含まれたわけですが、これをどう実施するのかというのが大きな課題となっております。これを日本が主導し進めていきたい。またG7各国にもUHC達成の協力を得たいということもあり、サイドイベントを開催いたしました。このイベントはリベリア、セネガル、タイ、フランスといった国々、そしてグローバルファンドやWHO、世銀といった国際機関とともに開催しております。新しい国際保健政策の中でも申し上げましたが、冒頭安倍総理からも、公衆衛生危機対応やユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進を進めていくとのご発言いただきました。

昨年の12月には、総理から、有名な国際医学雑誌ランセットへ投稿をしていただいております。その投稿の主旨としては、人間の安全保障を提唱し、それを積極的な平和主義、政策の基礎としてきたということ、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中にはユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進が盛り込まれていますが、これをどういうふうに進めていくのかということ、更には、公衆衛生危機対応、そして生涯を通じた保健、健康増進、保健サービスの強化、そしてG7伊勢志摩サミット、G7保健大臣会合等を通じ、我が国は国際保健に大きく貢献していくということでもあります。

こうした関連の一環として昨年12月には外務省、厚生労働省、財務省、JICA、日本国際交流センター(JCIE)の共催で国際会議「新たな開発目標の時代とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ～強靱で持続可能な保健システムの構築を目指して」を開催いたしました。この会議を通じて国際社会や、各国政府や国際機関、民間団体を交えてユニバーサル・ヘルス・カバレッジを実現するためにどういった取組があるのかについて、議論を致しました。この会議には、安倍総理をはじめ、塩崎厚生労働大臣にご臨席を賜り活発な議論が行われたところでもあります。最後に、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ関連の支援の例ですが、先ほど申し上げました、「平和と健康のための基本方針」の中でもユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進が取り上げられていることをお示ししました。それ

以前にも日本はユニバーサル・ヘルス・カバレッジを推奨して参りましたが、現在インドネシア、フィリピン、ミャンマー、ベトナムといった国々でUHC関連の支援事業を実施していくこととしております。

木本（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

はい、続きまして、では、宮下課長よろしく申し上げます。

宮下（外務省 国際協力局 国際協力総括課 課長）

すいません、再びご案内いただきました、宮下でございます。私の方から、いただきありがとうございます事前質問の1のODAのUHCの支援の案件の決定における日本政府の方針や基準についてというご質問について、簡潔にお答えを申し上げたいと思います。今ご説明がありましたように、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成というのは国際保健分野における大きな議題であると思っております、日本政府も、ODAの実施の中で非常に大きな課題というふうに位置づけております。具体的には昨年改訂されました新しくできた開発協力大綱において、重点課題のひとつとして、保健医療というのが掲げられておりますし、毎年、年度のODAの重点方針を定めておまして、開発協力重点方針というのがございますが、その平成27年度版におきましても、4つの重点方針が掲げられていますが、そのひとつの中に人間の安全保障の推進というのがございまして、その中の柱のひとつとして感染症対策及びUHCの推進というのを掲げております。このように、政策面でもUHCの推進というのは日本のODAにおける重要な位置を示すということがございます。何をしているのかということでございますけれども、こうした感染症の予防対策に加えまして、ひとりひとりの人生に寄り添ったUHCの実現のため、人材育成ですとか、制度整備といったキャパシティ・ビルディング、インスティテューショナル・ビルディングを通じた基礎的な保健システムの強化というものを、我々としては重視しておまして、二国間の援助、さらには国際機関なども連携しながらですね支援を行っているということでございます。先ほどですね、UHCの支援の例としてパワーポイントの資料がございましたが、ここに書かれておりますように、アフリカ諸国及びアセアン諸国において、特に我々としてはUHCの関連の事業を実施しておまして、いくつかご説明がありましたけれども、例えばミャンマー、ラオス、フィリピン、ベトナム、タイといった国々、ないしはケニアといった国々に対して、技術協力もしくは、円借款等も活用しながら、UHCに関するODAの案件等を実施しているところでございます。個別の国について、具体的にどのような案件を、支援をやっていくのかということにつきましては、すでに皆様方も十分ご案内と思っておりますけど、現地の大使館を中心とした、ODAタスクフォースとの意見交換の場でNGOをはじめ、関係者の方々国際機関などなどの意見を参考にしながら、案件の決定というのを現地ベースで、まずデザインを作って東京の方に、相談していくといった形になっております。そうしたものを検討していくに際しては、相手国の開発計画です

とか、我が国の比較優位ですとか二国間関係ですとか、我が国にとって提供可能な財源と
いったような、総合的に勘案しながら、やっております。特に、国別の援助方針ですとか、
もう少し具体化した事業展開計画とかご覧になっていただければ、日本政府が今後当該国
に対しどのような形で援助を行っていくか、その中で保健医療分野、UHCがどのような
位置づけになるか、ということ、よくご理解いただけるかと思えます。いずれにいたし
ても、私ども政府としてはですね、UHCの推進というのを非常に重視しておりますので、
ODAをそのなかで活用しながら、UHCの推進を途上国に進めていきたいと考えており
ます。以上です。

高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

はい、外務省側の丁寧な説明どうもありがとうございました。

それではこの後議論してまいりたいと思います。林さんの方からコメントいただきまし
て、他にもこれに関してはいろいろご意見があるかと思えます。他のNGOにも議論を開
きまして、また外務省の方からもレスポンスをいただきたいと思えます。それでは林さん
お願いいたします。

林（アジア保健研修所 事務局長）

はい、ありがとうございました。NGOの関わりに関しては、「平和と健康のための基
本方針」3のウ、市民社会との連携のところ丁寧にご説明いただきましたし、このよう
に文面化されていることも理解させていただきました。ただここに連携として書かれてい
ますのは、多くが実施段階でのNGOとの連携かと思えます。現地のNGOの知恵を生か
して経験を生かしてということ自体は、大変望ましいことかと思えますけれども、先ほど
申し上げたように、もうひとつのNGOの位置づけとして、NGOがより良い制度を構築
に向けて行政との対話スペースを持つという点については、どういった方向性を持ってら
っしゃるのか。具体的にどこかの事例で協議していただけるようなことがありましたら、
お教えいただきたいと思えます。

木本（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

はい、今のコメントについて外務省側いかがでしょうか。

聞こえてますか。大丈夫でしょうか。今、新しくコメント・ご質問いただきましたけれ
ども、外務省側からいかがでしょうか。

宮下（外務省 国際協力局 国際協力総括課 課長）

はい、ありがとうございます。NGOの方々の連携につきましては、あの現地で確かに
プロジェクトレベルで、色々な様々なご知見やお知恵をいただいたりして、ODAの事業
に活用させて頂く例が非常に多いかと思えます。他方、こうした機会ですとか、NGOの

方々と別の対話のフォーラム等もございまして、私もよく出席させていただいておりますが、そうした機会を通じて、政策的な議論というのも年々高まってきていると思いますので、是非、UHC関連の事業のみならず、ODA事業全般について、政策的な連携、意見交換というのを、ぜひ行っていきたいと思っておりますので、すでにそういった取り組み等ははじまっているものというふうに理解しております。さっきいただいた最後のご質問で先ほどの支援例の中で具体的にNGOの方々の政策的な連携でどのような案件ができたのであればということでございますが、私直接すべての案件の詳細の案件形成のプロセスを存じ上げておりませんので、即答することはできませんが、こうした意見交換ですとか別途あるようなNGO政策協議会などの場を通じて、具体的なアイデア等たまわれば、個別の案件の形成などに立つのではないかと思います。

高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

はい、ありがとうございます。今後の意見交換についても前向きなご回答があったかなと思います。他のNGOの方からいかがでしょうか。

竹若（外務省 国際協力局 審議官／NGO担当大使）

補足でございますが、2月の18、19日に東京でですね、G7の保健専門家会合を開催させていただきました。その場にはNGOからは、ご出席いただきまして、非常に貴重なご提言をいただいたということをご紹介させていただきたいと思っております。

高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

大使、補足の説明ありがとうございます。他にNGOの方からいかがでしょうか。

はい、それではこのユニバーサル・ヘルス・カバレッジにからめて、コンパクトにご意見いただければと思います。

ご所属とお名前最初をお願いします。

垣内（言論・表現の自由を守る会 事務局長）

言論・表現の自由を守る会・人権NGOの事務局長の垣内です。前回の2回目の時も参加をさせていただきましたけども、まず、質問は、この方針が社会権規約の第12条、日本が1979年に批准しておりますし、第3回社会権規約の審査は13年4月に審査を受け5月に勧告がでております。これとの関係ではどのように扱われているのでしょうか。私今日のご報告を受けた範囲では、それがほとんど反映していないというように思います。そしてそれはなぜかと申しますと、前回申し上げましたけれど、積極的平和主義というふうに、首相はおっしゃってますけども、これは本当に言葉を正確に表現していただきたい。積極的戦争主義そのものだということです。やはり憲法第9条違反のあの戦争法の問題、そして強硬採決した過程についてもやはり重大な問題がございますし、そして国連の第7

0回国連総会で、あの発言をされた時に安保理決議第1325号、これをセットで報告されているわけです。私、策定過程にほとんど参加しましたが、女性の意見を排除して、最後にジェンダーという言葉日本語の原文から全部削除してるといって、そして慰安婦の問題なんかももちろん排除しているわけですがけれども・・・

高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

垣内さん、すいません、この議題がユニバーサル・ヘルス・カバレッジなので、ご指摘いろいろごもっともなところあるかと思うのですが、それに関連したところに限定していただけますか。

垣内（言論・表現の自由を守る会 事務局長）

はい、関連してます。はい、ですから第12条は、この規約の締約国は全てのもは達成可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認めています。そしてこれを国連加盟国のかなり、大半の国でも、中国と同様に批准してきているわけです。もちろんまだ批准してない国もありますから、むしろこういう課題に取り組む時には批准していない国に批准を勧める。そして勧告を実施する。優先課題から実施する、そういったことをあげていくことは実に現実的な課題ではないかと思います。その点とも絡めて、戦争政策というものが一番健康を阻害するものですし、現在福島の核拡散によって相当数の国民が難民状態になり、国内で避難しているわけです。そして汚染は今も続いているわけです。この問題は、人間の安全保障の問題としてやはり重大な問題です。そして個人情報制度というものを一つも批准してないことが人間の安全保障のその法の支配が実現していない、この日本が、第2次世界大戦侵略国日本が、法の支配が実現していない、アジアの中で批准していない、この重大問題。そして参政権に関わる公職選挙法、国家公務員法を撤回しなさいと、そして参政権と表現の自由を確立しなさいと勧告を2008年に受けているわけです。そういう言論・表現の自由、その前に法の支配を実現、これは不可欠だと思いますから、これやろうと思えば今ただちに閣議決定してできることですので、やはりそういうことを実践的にやりながら、サミットへ臨んでいくことが大変重要ではないかと思いますので、いかがでしょうか。

高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

はい、それでは、貴重なご意見ありがとうございます。ちょっと議題の内容から今日きていただいている関係課では、お答えが多分難しいということで・・・

垣内（言論・表現の自由を守る会 事務局長）

大使がいらっしゃるんですね。

高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

NGO大使でいらっしゃいますので、こういった人権規約の問題は、別の重要な問題ではあるので貴重なご意見として議事録に残させていただきたいと思います。関連づけてご質問いただいております。他にいかがでしょうか。

はい、谷山さんお願いします。

谷山（国際協力NGOセンター 理事長）

はい。ありがとうございます。JANIC及び日本国際ボランティアセンターJVCの谷山と申します。主にJVC、現場で国際協力事業を行っている者の立場から質問させていただきたいと思うのですが、JVCの場合は保健医療でいいますと、南アフリカ、アフガニスタン、パレスチナなどで主にプライマリ・ヘルス・ケアを中心に活動をしている、その観点からのご質問ですけれども、分からないので本当に、単純な質問になってしまうかもしれないので教えてください。お配りいただいた資料の3ページの基本方針の下の方にですね、政策目標があります。3点挙げられておりますね、その中に日本の保健人材、知見、医薬品、医療機器及び医療技術並びに医療サービスの活用と。これは開発協力大綱でも言われている日本の知見の活用ということも絡んでいるかと思うのですが、これはある意味でシステム援助、システムそのものの導入ですよね。私が一番懸念するのは、戦略援助になってはいけないということですね。このシステムを導入してそれが持続するために日本の援助がずーっと必要となる、あるいは日本からの技術あるいは知的財産を提供し続けなければ現場で保健システムが維持できないとなるのが一番危険なことです。要は開発援助を援助効果の議論の中で散々私たちと政府、政府関係機関と議論してきたのは、カンントリーシステムをいかに活用してシステムを持続的なものに定着させていくかという、そういう観点からの援助の質の向上だったので、その点の懸念が、杞憂に終わるといいと思いつつもその点お答えいただければと思いますのでよろしくをお願いします。

木本（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

谷山さんどうもありがとうございます。

宮下（外務省 国際協力局 国際協力総括課 課長）

どうもありがとうございました。ここに掲げさせていただきます政策目標というのは、日本の保健人材、知見・医薬品等々の技術並びに医療サービスの活用でございますが、ご懸念いただいておりますような、日本のシステムを導入することによって日本のシステム、日本無しでは、立ち行かなくなるようなものを援助国に供与するというのではなくて、あくまでも日本の優れた人材や知見、医療機器といったものが、途上国の人々の生活の向上に役立つといったものから考えさせていただいております。釈迦に説法ではございますが、援助の最大の目標は援助が不要となるといった国々をたくさん作ることだという信

念は我々も変わっておりませんので、その点については、釈迦に説法ですがあくまでも懸念をベースとしてお示しいただいたものとは思いますが、我々としてそのような形でやっているというつもりは毛頭ございませんで、あくまでも我々が持っているものが相手国の人々に役立つということでございますし、我々としても援助をやっていた過程で途上国側の自立というのは非常に重要だと思っておりますので、我々が当初供与した、整備したシステムというのを、途上国の人々で活用して、また、段々と自立していただくといったことが非常に大事だと思っておりますし、そういう方向で我々の援助というのを行っていくべきだと考えています。以上です。

高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

はい、ありがとうございます。それでは稲場さんお願いします。

稲場（アフリカ日本協議会 国際保健部門ディレクター）

すいません、長くなると申し訳ないので、簡単にいききたいと思うのですが、日下室長いろいろと説明をいただきありがとうございました。「平和と健康の基本方針」の市民社会の位置づけのところ、先ほど林さんの方からも話があったところなのですが、いわゆる各国レベルの、各国レベルにおける公的な医療保健サービスが、どのように機能しているのか、そしてまたそれを、ユーザー側とか、あるいはNGO、市民社会の側がどのように評価しているのか、日本政府や援助機関として知るということは非常に重要なことだと思います。例えばJICAの現地事務所あるいは先ほどのタスクフォースと、現地の例えばNGOネットワーク、保健分野のNGOネットワークであるとか、こういうところが、例えば定期的に対話をするとか、政策ヒアリングをするとか、そういったようなことを、なるべくなら実施していただけるとよいと思います。現状なかなかいわゆる公共の保健サービスというものが、津々浦々にまできちんと届いていなかったり、あるいは一部の国では腐敗であるとかそういった問題があって、なかなか地域住民の信頼を得られていないというようなところも現場では多いと思います。こういったところの信頼を回復していくためにはやはりその市民社会側のオピニオンを各国政府にきちんと反映していくということも非常に重要だと思います。そういう意味合いで、いわゆるその援助機関として、また、そのいわゆる援助を行う政府主体として、現地の保健分野のNGOネットワーク等との対話等に関して、現実に行っているところがどの位あるのかということと、今後そういったことをきちんとシステム化してやっていくかどうかについて、お考えがあるか聞かせていただきたいと思います。

日下（外務省 国際協力局 国際保健政策室 室長）

ご質問ありがとうございます。

ご質問いただいた、今後どういう国際協力を進めていくかについてですが、外務省で把

握しきれない情報もあり、また実際どういうやり方があるのかについて、実施団体である JICA 等々とまずはお話をさせていただき、検討させていただきたいと思っております。

高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

もうひとつ方お願いします。

山崎（名古屋NGOセンター 副理事長）

名古屋NGOセンターの山崎と申します。林さんの視点の捕捉になると思いますが、先ほどの外務省のお答えの「生活の向上のために」という言葉まさにその通りですが、どうしても今の国際情勢の中で、グローバルなヘルスの課題をどうやって国際協調の中で解決していくかという新たな取り組みの中で、もう一つ新しく、国民皆保険ということをやっ
ていこうとする時には、どうしてもトップダウンの取り組みになりがちであると、これまでずっと協議してきた中で、住民、あるいは一人ひとりの自らの健康を守るボトムアップの主体的な健康づくりという視点は特に言葉にして語られていないように思いますので、トップダウンのシステムを構築していくということに合わせて、ボトムアップの取り組みを合わせていかないと、なかなかユニバーサルなヘルス・カバレッジというのは難しいのではないかと思います。

昨今、災害の取り組みから教訓が出てきておりますけれども、神戸ならびに東日本の取り組みにおいて様々な災害への取り組みがある中で一番大事だと気づかされたのは、災害を受けたその地域の住民力が、地域力がどれだけあるかによって、同じ災害を受けていても、そこから復興し、さらに元通りの生活を取り戻していく上で、外からいっぱい投入するというよりも、もともと自分たちがこうレジリエンスな力をどれだけ持っているかによってその差が出てくると。ではどうしたらそういう、地域力をつけていくかということが、教訓として語られて来ています。同じようにプライマリ・ヘルス・ケアの取り組みが、先ほど林さんがおっしゃいましたように、70年代後半からありますけれども、ヘルスの取り組みにおける世界的な教訓として、どうしたらボトムアップの力、貧しくてもそのコミュニティが団結しており、専門的なものを持っていなくても最低限の知識を持って自らが変えていく、そういう下からの取り組みがあるということがまず大事であること、そして母子保健、感染症など選択的、縦割りの取り組みになりがちですけども、それを地域レベルでどれだけ包括的なものにしていくかというような、その当時のプライマリ・ヘルス・ケア戦略がもっていた、とても重要な受け継ぐべき、これからもそれを強調していくべき視点というのは、世界的に経験的に分かってきたと思うんですけども、その大事な点は、今ユニバーサル・ヘルス・カバレッジと銘打ってトップダウン的な専門家を中心に国際的にその費用分担をどうするかといったその大きなマクロ的な整備と併せて、どれだけボトムアップのことをやっていくか。そしてかつての取組みをヘルス・アット・ローコスト（Health at low cost）という表現で実証したのは、お金をかければかけるほど健康は

獲得できるということではなく、お金がなくてもある程度の健康指標のレベルを出せるということは、どれだけ住民力がそこに働いているかということだったと思います。そうだったことが、今日本政府が進めようとしているユニバーサル・ヘルス・カバレッジの中に、どれだけ位置づけられているのか確認したいと思います。

高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

はい、ありがとうございました。では、可能であればご回答をお願いします。

木本（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

ありがとうございます。山崎さん、なかなか根本的なご指摘をしていただいたんですけども、外務省側からなにかございますでしょうか。

日下（外務省 国際協力局 国際保健政策室 室長）

ありがとうございました。まさに先ほどおっしゃられたように保健を今後進める上で、全部トップダウンで全部進められるわけではございません。現場、コミュニティーの力は非常に重要であります。これは別に途上国のみならず、先進国においても全く同じであります。まさに同じような取り組みが世界同時に進められようとしているというのが現状だと思います。この中でユニバーサル・ヘルス・カバレッジですが、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジは、先進国、ドナー国から途上国に対してお金を投入して何かをしようというものでは決してありません。必要な医療を必要なところに届けるには、やはり大きな資金が必要であり、それをドナー国だけで行うというのは不可能であります。必要な資金というのはその国からもってこないといけません。その国自身がオーナーシップをもって考えていただく必要があり、それを技術的にどういうふうに支援するのか、というのがユニバーサル・ヘルス・カバレッジ実施についての我が国の考えです。したがって、まずはその国でどういうふうに進めるのかというのが、一義的にはまずあるんですけども、このような形で進めるのにあたってどういうやり方があるのか、また、どういう事例があったのかというようなことをとりまとめ技術的に支援するというのが我が国がユニバーサル・ヘルス・カバレッジを実施していく方針です。この考えの中で、持続可能で、かつコミュニティーを活用するというのが、自然であります。ドナー国から途上国に対してこういうことをやりなさいということではなく、オーナーシップをもって途上国側からもこういうことがやりたいということが自発的に書かれる、あるいは提案がある話だと思っております。要するに我々から押しつけるというよりは、その国自身が、どういう方法がいいのか、どういう政策が持続可能なのか強靱なのかというのを自ら考えていただいた上で、一緒に進めていくというのが一番いい方法ではないかと考えております。

高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

はい。外務省からのご回答ありがとうございました。

いろいろご議論あると思うのですが、次の議題もございまして、この議題についてはこちらへんにさせていただきたいと思います。

ご議論の中で出てきましたように、住民主体の考え方あるいはNGOとの政策対話も大変重要となってくると思いますので、是非そのあたりNGOと外務省の建設的な対話は継続したいと思います。それでは本日の協議事項の2番目に移りたいと思います。アフリカにおける紛争再燃危機と日本の援助事業、平和構築と人権擁護のために日本ができること、ということで、渡辺さんのほうから、議題の趣旨をご提案をお願いします。

渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当）

はい、日本国際ボランティアセンターの渡辺と申します。私の方からはアフリカにおける紛争再燃危機と日本の援助事業、平和構築と人権擁護のために日本ができることということで、議題を立てさせていただきました。

確認したいんですけども、これ30分時間をいただけるということで大丈夫でしょうか？

高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

はい、詳細な資料を事前に出していただいているので、なるべく説明の部分をコンパクトにさせていただいて、時間短めでやっていただければ...

渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当）

はい、ありがとうございます。

こちらの議題ですが、私の方が担当させていただきますが、ここに書いてある3団体、アフリカ日本協議会さん、モザンビーク開発を考える市民の会さんと共に提案させていただいております。

まず議題の背景を、ここにいくつか挙げております。2016年5月にG7サミット、2016年8月に第6回アフリカ開発会議、TICADVIがありまして、アフリカの平和構築への注目というのが今年あると思います。

そういう中で、現在アフリカでこれまで平和の定着が進みつつあると考えられた国で紛争が再燃しております。たとえばブルンジだとか、モザンビークといったところがある。

そういう中で日本政府はこれまで、過去のTICAD等で、平和の定着というのを掲げ、紛争の再燃予防への関与と支援を表明して、国際社会に予防外交というのを訴えてきました。そういう中で、平和構築に尽力してきた国の紛争再燃危機において早期の状況把握と予防のための手段を講じる必要があると思います。

一方で、開発協力大綱、去年ODA大綱から変えられましたが、その中に、ODAのP

KOとの連携推進といった言葉が挙げられております。

そういう中で、やはり基本方針や指針等の作成というのが喫緊の課題、紛争予防において喫緊の課題であると考えています。

こういった文脈から前回、アフリカ日本協議会さんからですが、2015年度の第2回ODA政策協議会では、アフリカにおける治安維持に関する日本政府の具体的行動指針及び計画ということで議案提起させていただいております。

今回については、モザンビークという国の個別事業事例を通じて、この点について広く一般に議論できる様な議論の土台を作りたいということで、議案を提案させていただいております。

そのため今日は、前回の議論の中で「個別具体的な事例から紛争予防のことは検討する」と外務省さんからの回答がありましたので、今日はモザンビークの事例を使ってどういったことが具体的に起きているのかということを通じて、またそれに対する外務省さんからの認識や対応を共有していただいた上で、アフリカにおける紛争予防についてどういったことが日本としてできるのか、そういった議論がさせていただければと考えております。

こちらがモザンビークの地図です。

モザンビークでは2013年から武力衝突が増えて目立つようになってきております。今のところその世界的に大きく報道されているような紛争はありませんが、これぐらいの地域で起きています。

それが去年の夏頃から激化をしてくるようになって、とうとう今年に入って、難民が出るようになって参りました。2016年2月の段階では6000人以上がマラウイに逃げていると報道されています。こちらUNHCRのサイトです。

難民の出身地の背景について、日本との関わりということで少しご紹介させていただきます。モザンビークのテテ州というところからマラウイ側へ逃げるような形で難民が発生しております。この地域ですが、日本との関係において言うと、官民連携による援助投資、ナカラ経済回廊開発が行われている地域です。ここにありますテテ州の石炭をナカラ回廊のインフラ整備を通して外に出していく、輸出をしていくということで、ナカラ回廊全体の開発プログラムが、日本政府官民連携によって行われております。この地域には日本の企業も入っております、これは三井物産さんのサイトですが、Vale社というブラジルの会社がテテ州のモアティゼの炭鉱の採掘権を持って、また鉄道の整備もしていますが、ここに三井物産さんが出資して日本の企業もかかわっている。その点からもやはり早めに状況を把握して紛争予防をすることが非常に必要になってくるのではないかと思います。

では具体的にどういったことが起きているのかといいますと、UNHCRや様々な国際的な報道機関で人々の声が報道されている。「警察・特殊部隊がやって来て、全てを焼き払い始めた、その結果私たちは全てを失った。レナモじゃない。」レナモは野党の政党のことなんですけども、「レナモではなくて、政府側の特殊部隊が火をつけて、目の前5メ

ートル先でやられたことだ。これは初めてのことでない」ということ、そういった報道が国際的に出ております。これに対してモザンビーク政府側はレナモという野党側のせいだといってるわけなんですけども、特殊部隊というのはこういった恰好しているので、人々から政府側の人たちだと簡単に見分けがつくということでもいわれております。

これに対して、モザンビーク政府の声としては、「地区の警察、住民を守るためにいるのであって、これが文民の家を焼き討ちするなどありえない、レナモの男たちが外にいたとしか思えない」。

あるいは「彼らが警察から逃げているというのは事実ではない、彼らはレナモの野蛮性、彼らが行う誘拐から逃げている」ということで政府側としては、自分たちがこれを行っているということを否定しています。

また、「難民のことを怠け者で、自分たちは援助を貰いたい人達だから難民としてマラウイ側に逃げているのだ」という自国の人々に対する批判を政府そのものがしています。

さらにモザンビーク政府はそういったことをいいながら、難民をモザンビーク側に帰還させようとしており、これに対してUNHCRが警告を発するような事態となっております。

これについては、国際的にも、政府側が住民を襲っているという共通の認識が様々に報道されています。こうした状況がある中で、このことは国レベルの政府間、政治の中での紛争というふうに思われるかも知れませんが、実際にこういったガバナンスの悪化みたいなものがコミュニティのレベルに下りてきていて、人権侵害というものが起きています。

こちらが日本の政府が行っているODAの事業、プロサバンナ事業に対して疑問の声を口にした者は投獄すると政府に脅されたということを農民本人たちが壇上に上がって会議で報告しているときの様子です。

また同事業に関する公聴会が行われた際、その後で、事業に反対の声を上げた小規模農民達はその地の元行政関係者から圧力を受けたという報告も上がっております。

こういったガバナンスの悪化、ローカルレベルでのガバナンスの悪化というものが起きて、人権侵害が実際に起きている中で、紛争というものが実際にローカル化してきております。これが、ナカラ経済回廊開発として日本の援助事業が行われている地域で起きています。

先程はテテ州の話でしたが、同様にナカラ回廊開発沿いにあるナンプラ州で、4人のレナモ党员が逮捕、こういった政治的な争いというものが、先程の紛争と同じコンテキストの中で起きて、不当な逮捕というものが、ローカルのコミュニティレベルに起きています。こちらはザンベシア州に関する報道で、ザンベシア州もナカラ回廊開発沿いにあります。

これについては、政府と政府の間の争いだと片づけることもできますが、具体的に人々への人権侵害がコミュニティレベルで起きていて、他方で政府との争いがある中で、それが別々のものかということ、そうではない。今年の1月21日に、モザンビークの政府系新聞記者より日本のNGOメンバーに以下の様なメールが届いています。

「プロサバンナ事業への反対は、クーデターの試みという説がある。野党を政権の座へつけるため、フレリモ党を政権から引きずり降ろそうというものだ。コメントしたいですか?」ということで、メールをいただきました。

こういったことから、やはり、開発、開発援助ですね、ここで反対の声をあげて人権が侵害されていると訴えている人たちが、政治のコンテキストの中に置かれて、具体的に紛争に巻き込まれるということが実際にコミュニティのレベルで起きています。やはりこういった事実を踏まえて、どういうふうに紛争といったものを予防していくのかを考えていく必要があると思います。

難民の背景ですが、今申し上げたようにテテ州は、先程の炭鉱のような開発がある中で、本当に広大な土地のコンセッションが行われていて、鉱山開発に伴って人々が移動せざるを得なく、住居を奪われています。

その中で、抗議行動をしています、写真のとおりここに対して政府側による虐待や厳しい弾圧が続いています。

こういった状況に対して反対の声を上げる人達が、実際に先ほど申し上げたような、紛争のコンテキストに置かれ始めていることが指摘できます。

ナンプラ州というナカラ回廊開発の沿いにいる人達が土地を奪われた、これに対して、声を上げている方達も同様の文脈に置かれ始めています。

こちらは時間がないので飛ばします。

こういったことが起きている一方で、外務省の海外安全ホームページを見ると、「十分注意してください」という注意がこのあたり（同国中部）しかついていなくて、テテ州とかザンベジア州とか、ナンプラ州とか、ニアサ州など、ナカラ回廊開発を行っているところでは、今見たようなことが起きているにもかかわらず、何も注意喚起がないということで、こういった状況把握・認識をされているのかとひとつ質問させていただきたいと思います。

こういった状況をふまえて、日本の役割として紛争予防、D o N o H a r mの原則にのっとって現地の人々の人権を保護する責務がある。また開発協力大綱も、平和構築、ガバナンス、基本的人権の推進、人権推進を求める広義の開発として定義されて、非軍事的協力による平和と繁栄の貢献といったことも謳われておりますので、そういった役割を果たす義務というのはあるのかなと思います。

個別具体的な事例を踏まえて今日議論させていただきたいのは、紛争予防は日本政府が国際社会に訴えてきたアプローチですので、こうした小さい紛争、個別の事例だからいいというわけではなく、こうした事例を議論の出発点として、紛争が悪化しないために、予防のためにどういったことができるのか、そのための制度を最大限に活用することがやはり重要だと思います。そういったことをやはり議論させていただきたいと思います。

特にナカラ回廊開発に従事してきた日本政府、J I C Aとして、現在その先端部分で生じている紛争状況と難民流出について、どのようなお考えで、どう対応しているのかを教

えてもらい、それに基づいて、両者の認識のギャップ等を見ながら、では具体的に紛争予防のためにどういったことができるのか、小さい事例からアフリカ全体の紛争予防を議論して行くためにどういったことが論点として上がってくるのかということの本日議論させていただければというふうに考えております。私からは以上です。

木本（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

はい、渡辺さんありがとうございました。

お互い確認だけさせていただきたいんですけども、いただいていた資料と、ちょっと構成ですとか、写真がひょっとして私が間違えていたらすいませんが、若干新しいものがあるのかなと気がしたんですが、関係課の方は事前にいただいているもので準備をさせていただきますので、それでよろしいでしょうか？

渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当）

はい、ずれてるところはほとんどないです。添付資料、本日配らせていただいた資料が議案書と添付資料が2点ついているのですけれども、そちらの別添資料の方にいま話したことのほとんどの情報が入っております。そちらも読んでいただいていると思いますので、特にずれる部分はないかなと思います。

その上で、提案書にある6点の質問をさせていただいております。

木本（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

はい、ということでどうもありがとうございます。

では、外務省側からまず、アフリカ部アフリカ第2課の中川課長よろしくお願いたします。

中川（外務省 アフリカ部 アフリカ第2課 課長）

はい、ありがとうございます。外務省アフリカ部アフリカ第2課長の中川でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

プレゼンテーション拝聴させていただきました。いただいている具体的な事前質問項目1～7までいただいておりますが、この1～7までについてお答えするという事で間違いないでしょうか？

木本（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

渡辺さん、よろしいですか？

渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当）

はい、よろしくお願いたします。

中川（外務省 アフリカ部 アフリカ第2課 課長）

はい、では、順にいただいている質問についてお答えさせていただきます。

まず一つ目、アフリカ全体における民主主義、ガバナンス、人権状況の現状の理解という質問でございます。

お答えとしまして、私共は、近年アフリカでは、全体としては民主的な政権交代は根づいており、多くのアフリカ諸国では、大統領の三選禁止の旨も憲法で定められているところもあり、近年の大統領選挙は、おおむね平和裏に行われていると認識しております。

一方もちろん問題もないわけではなくて、とりわけ近年の急速なアフリカの経済成長に伴いまして、貧富の格差が拡大しつつありますし、また、若者の失業問題やさらに暴力的過激主義といった新たな脅威が入り込む隙が生じていると考えております。

現在は、終息したもののエボラ出血熱、保健システムの脆弱性というものが露わになった部分があると思いますし、あるいは昨今の資源価格の下落、これによる資源国、また非資源国も、経済成長が若干低下しつつあると思いますし、今後の予想困難な現象に対する対応力というものがアフリカは依然として脆弱なのではと捉えております。そうした中で、日本政府としては、今後アフリカの状況を注視しつつ必要な支援を実施していくつもりでございますし、本年はご紹介のありましたように、T I C A Dというアフリカ開発会議は、8月にケニアで開催される予定ですが、こういった機会を通じ、引き続きアフリカへの支援を続けていたいと思っております。

続けていただいている質問にお答えした方がよろしいでしょうか？

木本（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

はい、渡辺様ご了解ですのでよろしく願いいたします。

中川（外務省 アフリカ部 アフリカ第2課 課長）

はい、では、2つ目の質問でございます。

モザンビークで生じている武力衝突と難民流出状況についての理解と支援についての可能性についてでございます。

昨今、モザンビーク与党フレリモ派と野党レナモとの政治的緊張が再燃しておりまして、現在モザンビーク中央部のソファアラ州の国道沿いの、そのレナモ野党の基地があったゴロンゴザという郡内で通行車両が襲われるといった事件が断続的に発生しております。

このためソファアラ州に対しましては、海外安全情報、危険情報と呼ばれるものですが、レベル1、十分注意してくださいを継続して発出しているところでございます。

このような状況を受けまして、現在与党フレリモが野党レナモとの対話に通じた道を模索していると承知しております。

また、プレゼンテーションでありました通り、隣国のマラウイには、モザンビーク政府

のテテ州から、モザンビークからの難民が流出しているところもちろん我々としても、承知しているところでございます。

外務協力大臣をはじめとする、モザンビークの政府高官はマラウイに複数回足を運び、難民の状況を視察し、その事情聴取を続けていると承知しておりまして、つい最近も、モザンビークにいる外交団及び国際機関に同外務協力大臣から最新状況についての説明があったところでもございます。モザンビーク政府、それから国連機関はじめ、援助機関の皆さんは、これらの難民に対する必要物資やサービス供給支援の実施をしているところでございますが、日本政府としても引き続き今後の動きを注意深く見守っていくつもりでございます。なお現時点におきましては、モザンビーク政府より難民に特化した形での支援の直接要請は行われていない状況ではあります。いずれにしましても、政府としては、引き続き状況を注意深く見守って行きたいと考えております。

続きまして、質問の3つ目、モザンビークの政情、ガバナンス、人権状況の理解という質問をいただきました。

お答えでございますが、モザンビークは1992年の内戦終結後、政情は基本的には安定化しております。国家再建、経済社会開発を着実に進めているとみておりまして、また2014年10月に、モザンビーク総選挙が実施されましたが、これを一部野党による不正があったと主張をなされておりますが、全体としては、おおむね平和裏に終了したというのが全般的な評価と考えております。2015年1月には、ゲブーザ前大統領に続いて、ニュシ大統領政権が立ち上がりまして、同年4月には、政府5カ年計画、2015年から2019年の5カ年計画でございますが、これが国会で承認されました。

その中におきましては、モザンビーク国民の平和、安全保障、協調、団結、正義、調和の保たれた環境のもと、雇用生産性や競争力を拡大、平等かつインクルーシブな開発を促進しながら富を創出し、モザンビーク国民の生活環境を改善することが謳われており、人を中心に考え、インクルーシブな経済社会開発とされておりまして、また、法による支配やグッドガバナンスの重点分野として取り上げられているところであります。

またニュシ大統領は就任演説におきまして、公務員の汚職、あるいは依怙臆、縁故主義は許さないとして、就任後は警察内の汚職一掃のためにも改革に乗り出していること承知しておりまして、実際にも警察署や州警察、内務省で、大幅な人事異動等実施しておると承知しております。

また、他方で、プレゼンテーションでお伺いした通り、現在与党フレリモ党と野党レナモ党との政治的緊張が生じているのも事実でございます。

日本政府としては、引き続き今後の動向を注意深く見守って行きたいと考えております。

垂井（外務省 国際協力局 国別開発協力第3課 課長補佐）

引き続きまして、4番目のご質問に対してお答えさせていただきます。私、国際協力局、国別開発協力第3課垂井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

4 番目のご質問でございますが、ナカラ回廊開発への影響に関してでございます。先程
アフリカ第2課の中川の方からお答えしました通り、与党フレリモ党とレナモの政治的緊
張や隣国マラウイにモザンビーク難民が流出しているところでございます。

一方では、モザンビーク政府が現在レナモとの間で、対話を模索する努力もしている
という情報もあります。日本政府としましては、ナカラ回廊開発への影響も含め、今後の動
向を注意深く引き続きフォローしていきたいというふうに考えております。

中川（外務省 アフリカ部 アフリカ第2課 課長）

また、5つ目の質問としまして、現地進出の日本企業への説明状況というご質問いた
だいております。

現地には日本人は、手元の資料で180名前後の在留邦人がモザンビークにおられます。
在モザンビーク日本国大使館ではモザンビークに進出している、あるいは同国の中で活動
中の日本企業関係者を対象に、安全対策連絡協議会や現地JICA事務所、それからJET
TRO他関係機関を交えての、拡大現地ODAタスクフォース会合というものを随時開催
しまして、現地の治安情勢や政府野党間の主な動き等の情報共有をはかってきています。

また治安情勢やそうした騒擾事件というものが起こった場合の情報を入手した際には、
在留邦人へメールを配信し、注意喚起を行う等、邦人安全のために、意を用いておと
ころではございます。

垂井（外務省 国際協力局 国別開発協力第3課 課長補佐）

6番目の質問でございます。

プロサバンナ事業への疑義や反対がクーデターとレッテル貼りをされていることにつ
いての認識の有無についてでございます。

回答といたしましては、日本政府といたしましては、そのような事実を全く承知して
おりません。

引き続きまして、7番でございます。

このようなレッテル貼りに対して、ドナー国として、どのように対応する考えかでご
ざいますが、日本政府としては、そのような事実は全く承知しておりません。現時点にお
いて特段の対応をとる考えはございません。以上でございます。

高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

はいどうも、外務省側からの回答ありがとうございました。

司会の不手際で大変申し訳ないです。時間が既に超過しておりますので、この後は渡
辺さんの方から手短かにレスポンスいただきまして、他にどうしても、ご発言、質問
したいというNGOがいらっしゃれば、ご発言いただいて、もう一回外務省にお
答えいただいて、この議題を進めて行きたいと思っております。よろしくお願
いいたします。

渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当）

はい、ありがとうございます。ご丁寧にお答え下さってありがとうございます。いくつか質問を返したいので時間の許す範囲でお答えいただければと思います。

やはり、モザンビークの案件だけではなく、アフリカに共通で考えるべき課題等も見えてきたかなと思いました。一点目ですが、アフリカの状況が悪くなっているところは認めつつも、おおむね全体としては民主的な状況が保たれているのではないかと、いうお話がありました。データ等を見ると確かにそういったところもありますが、私が今回話しているのは、そういう平和構築が進んできた国で現在状況が明らかに悪化してきていると。そういうところで、実際に、日本政府が、がっつりと、援助の文脈で関わっている中で、注視するだけでなく、どういうふうに予防をしていくのかということをやったり考えていただきたいと思います。2点目がソファアラ州のことを例に上げて、モザンビーク政府側も、レナモとの対話の場を求めているとおっしゃってましたが、実際ソファアラ州で仲介役の方とレナモの党首や、事務局長がいるときに、そこを襲撃されました。繰り返しレナモ関係者の自宅が襲撃されることがあり、レナモ側は今、国際仲介役を求めています。こういったことが繰り返される中で、本当に相手（レナモ）が対話に応じるとお考えだったらば、そもそも何をもって「対話」だとお考えなのかということをお伺いできればと思います。

3点目がコメントです。2014年の総選挙結果について「おおむね公正」とおっしゃっていますが、おそらくご存じだと思いますが、選挙監視用語、これは国際用語で、選挙の結果はたいがいは「おおむね公正」という結果が出ます。それは選挙結果を極力反故にせずに進めていくということの国際的な合意をとるための用語だと理解をしておりますが、こういう共通認識がある中で一番重要なのはその後続く文章です。モザンビークの場合にはその後「深刻な不正があった、暴力があった」ということが国際監視団から出されております。そのことはコメントとして付け加えておきます。もう一点、最後に垂井さんの方から、添付資料の1の方でつけさせて頂いた最後のあたりに、我々からの公開質問を付けておりますが、すでに現地の人たちがこういった「クーデター」と呼ばれるような政治文脈に巻き込まれているということはお伝えしております。これについては、先日の意見交換会でも扱っておりますので、全く承知してないということはありません。あるいは、おそらく政府側からの情報として承知してないという意味かと思いますが、それはそれで結構で、おそらく政府側からは、そういった情報しか得られないものだと思いますが、重要なのはやはり市民社会の側、人々から得る情報と政府からの情報の間に非常にギャップが大きく見られるということです。そのことを認識した上で、人々の人権保護、あるいは紛争予防していく上で何ができるのかということを検討していかないといけないということが、課題として今回頂いた回答から明らかになったのではないかなと思います。

こういった個別具体的な事例等を通じて、今後もこの点議論していければと思います。

高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

はい、ありがとうございました。他にNGOの方からいかがでしょう。

コンパクトをお願いします。

稲場（アフリカ日本協議会 国際保健部門ディレクター）

アフリカ日本協議会の稲場です。中川さん、いつもお世話になってます。今のお話がですね、非常に重要なのはT I C A D、私はT I C A Dもやってるのですが、開発において人権とガバナンスがどうして重要かという所に関して、私がT I C A Dの関係でいつも、皆さんとお話しているときに、いわゆるアフリカのオーナーシップの尊重というのがあるんですね。これに関していうと、オーナーシップとは、いったい誰のオーナーシップなのか、これが1点。

もうひとつは、オーナーシップとっている、例えば政府の脆弱性や非透明性、アカウンタビリティのなさということも問題である。そのときに1番問われるのは、アフリカのオーナーシップ尊重というのは非常に重要なポイントなんです、このオーナーシップ尊重の中では、日本側の主体性というのが非常に問われてくるんだと、つまりこのアフリカのオーナーシップというものに対して我が国がどういう主体性をもってそれを受け止めるのかというね、ここにおいて初めて「人権」とか「ガバナンス」の重要性が出てくるんじゃないかなと思うんですね。ですので、そういう意味合いにおいて、例えば今回のモザンビークの話で出てきているような、いわゆる低強度の紛争というものが、どういう、実際に例えば長期的に10年というなり、20年というなり、歴史を見ていく時にですね、どういうインパクトがあるのかということを考えないといけない。例えばエチオピアとかウガンダのような、これまでいわゆる「安定国」といわれていた国々が実は今、パラダイム、統治パラダイムの転換に今直面している状況があるわけ。今後5年、10年見たときに、今の政権がずっと続くわけじゃない、その時にどういうパラダイム転換があるのか。こういう時に関してはいわゆるその市民社会が出しているアラートっていうものについて、やはり政府ももっと敏感になる必要があるだろうし、また、そういったところも含めて、リスク分析していく必要がどうしてもあるんじゃないかなと思うんです。そういう意味合いにおいて、追加でお伺いしたいのは、いわゆるアフリカのオーナーシップに対応するための日本側の主体性というものを、いわゆる人権やガバナンスというところにおいてどういうふうに、基本的な考えとしてはお持ちなのかということについて、あの簡単にご説明いただくと大変ありがたいなと思います。どうもありがとうございます。

木本（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

渡辺さん、稲場さんどうもありがとうございました。いくつかコメント、質問いただきましたけれども、どうでしょうか外務省側へ、ご回答お願いできますか。

中川（外務省 アフリカ部 アフリカ第2課 課長）

はい、ご質問いただきましてどうもありがとうございます。大変大きい質問が多くて私がひとつひとつお答えするのもちょっと簡単ではないと思うのですが、いくつかお答えできる範囲でお答えしたいと思います。人権、渡辺さんの質問で、人権後退した国があると、昨今ブルンジの状況は非常にアフリカ内それから国際社会の注目を集めました。個々の国によっていろんな状況というものがあると思います。なかなか一概にはいえませんが、もちろん日本としては、各国の状況というものを注視しておりますし、やはり国際社会と、アフリカと国際社会と協調しつつ状況をみて、実際問題があれば一緒に対処していくというのが基本ではないかと思っています。それからソファアラでの仲介役がいた時に何者かに襲われた、というような話につきまして、モザンビークの地方の方で起こったことというのはなかなか情報が錯綜しがちでして、実際何が起こったのかというのは、なかなか分からないところでございますが、曲がりなりにもモザンビーク政府自身が大統領の招集により、防衛国家安全評議会という閣僚レベルの会合の中で、野党と与党の対話の実現の環境づくりを行うということをつい先日決定したところであり、そのような前向きな動きも見られている中、これが実際進んでいくよう我々としても注視しているところでございます。

それから、稲場さんいつもお世話になっております。TICADについては引き続きお願いします。

意外な質問が大変多く、アフリカのオーナーシップを尊重しつつ、日本の主体性をどう考えていくか。これまでの日本のアフリカとの付き合い方というのはオーナーシップとパートナーシップこれを尊重していく。これは車の車輪だと思っております。あくまでパートナーとしてアフリカのオーナーシップを支えていく、上から目線ではなくて、対等なパートナーとしてとしてというのが基本的な考え方でございます。

その中で日本の主体性というのはいろんな局面もございますので、なかなか一言でも言えないんですが、やはり、日本のアフリカとの関係での立ち位置というのは、ユニークなものがあると思います。欧米諸国とも少し立場は違いますし、多分例えばアジア諸国ともまた違ったものがあるでしょう。そうした中で日本らしい貢献、そしてまた例えば人道とか人権といわれるものについては、やはり日本とは基本的に国際協調主義に則ってやってきておりますが、こうしたこれまでのやり方を大事にしつつも、今後とも日本として独自の貢献とアフリカにとっての存在意義というもの発揮していきたいと思っております。いずれにせよ非常に大きなテーマでございまして、むしろ我々も皆様の知見をこれからもいただきながら一緒に考えていければと思っております。引き続きこれからもよろしく願いいたします。

高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

はい、時間のない中で真摯にお答えいただきましてありがとうございます。先ほど渡辺

さんが言われましたようにNGO側がもっている情報と外務省さんで持っておられる情報、この間にかなりギャップがあるということなので、まさこのあたりの摺合せというか、持ち寄りを今後も共有させていただいて、先ほど議論がありましたセーフガード等のことも、この延長線上で知見を共有していける可能性があるのではないかなと思います。どうもありがとうございます。

司会の不手際で、外務省側のコメントが1件あるでしょうか。それではお願いします。

垂井（外務省 国際協力局 国別開発協力第3課 課長補佐）

1点先ほどのクーデターのレッテル貼りの件でございますが、おっしゃる通り前回の2月19日の第15回意見交換会の時に渡辺さんの方からご指摘を受けまして、その事自体は承知しております。私がお答えしたいのは、プロサバンナはクーデターを行うために使われているという分析もありますという話については我々は承知しておらず、そういうふうに記者が言っているということも我々も承知していない、そういうことでございます。

高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

補足どうもありがとうございました。時間のなかで焦りまして失礼いたしました。こういった議論の積み重ねを通じて認識のギャップを埋めていける機会ができればなと思います。

それでは本来もっとご発言されたい方もいらっしゃるかと思いますが、もうすでに大幅に時間を超過しておりまして、閉会の辞を名古屋NGOセンター理事長の西井さんの方からいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

西井（名古屋NGOセンター 理事長）

はい、名古屋NGOセンター理事長の西井です。本日は長い時間にわたりまして、どうも皆様ありがとうございました。今回2015年度第3回ODA政策協議会ということで、地域開催、名古屋までわざわざ、外務省の皆様方には足を運んでいただきましてありがとうございました。JICA 中部の皆様には会場をお貸しいただきまして、ご協力ありがとうございました。この場を借りて、お礼申し上げます。

それからODA政策協議会初めての試みというか実践ですけども、外務省それからJICA本部を繋いで3元中継といいますか、テレビ会議ができましたことで非常に意義があったことだろうなと思っています。こういうことがもし可能であれば、他の地域で開催される場合にも、実施していただければいいなと思います。地域開催はできるだけ年に1度は開催をしたいということで、ODA政策協議会のコーディネーター一同努力しているところですけども、地域開催の意義というのはその地域で活動しているNGOが関心がある、あるいは取り組んでいる課題について、外務省の方と直に顔を合わせながら議論ができるという所に意義があります。今回もですね、わざわざ来ていただきました。それによって

議論できましたことに非常に意義があったと思います。地域からの提案としては、円借款の迅速化の問題、これは泉京・垂井の神田さんからですが、それからアジア保健研究所からご提案があったユニバーサル・ヘルス・カバレッジについての課題ですね。こういったことを議論できました。もちろん、東京のNGOからの提案があった議題についても議論できましたことも非常に意義があったことだろうなというふうに思います。とりわけですね、報告事項で扱いましたけれども、伊勢志摩サミット、今年5月に開催されますけれども、サミットの地元は三重県ですけども、地元が一番近いということで名古屋で今回開催されたことも、ひとつの意義として確認をしたいと思います。

三重県からはですね、今日NPOの関係の方からも出席されております。そういう意味で、意義があったというふうに思っています。ということで、こういう地域開催を、ODA政策協議会の地域開催をされますと、地域のNGOにとってODAに対する関心が否応なく高まるということがあります。それが多分外務省の方たちにとっても、ODAへの理解を増やすあるいは応援する人たちを増やすという意味でも非常に意義のあることだと思いますので、その点をこの場で強調しておきたいと思います。

このODA政策協議会の意義について縷々ご説明というかお話をしたところでありますけれども、これはNGOと外務省との間の協力関係といいますか、信頼関係に基づいて行われているところが非常に大きいと思います。

今、少しその意義について強調したところでありますけれども、一点、最後に懸念のある部分についてもお話しさせていただきたいと思います。ODA政策協議会の何年か前の議題としてプロサヴァンナ事業の問題が取り上げられて、そこからスピニアウトするような形で今現在、NGOと外務省との意見交換会が回を重ねているところであります。その中で昨年ですけど、外務省の建物に入る際に、意見交換会に参加するメンバーの顔写真を外務省のセキュリティチェックの守衛の方がリストを持っていて一人ひとり確認をしたという事例がありました。

これに関して、意見交換会に参加している団体の方から公開質問状を出されたというふうに聞いております。それに対して、外務省さんの回答を求めているところですけども、まだ回答いただいてないというふうにも聞いております。是非この点についてもですね、早急に回答いただきますように、特になぜそういう顔写真のリストを持ってチェックをするのかということについての事実関係、それからその目的、といったところについてですね、公開の質問状を出されたそうですので。ODA政策協議会からスピニアウトした意見交換会でありますし、外務省とNGOとの間の信頼関係に影響が出かねないことでありますので、是非そのところを善処していただきたいなと思います。すいません。すこし耳の痛いことも話させていただきましたけども、本日はどうもありがとうございました。お陰様で実りのある会議になったと思います。それからテレビ会議の向こうの、外務省の皆様もありがとうございました。長い時間にわたってお付き合いいただきました。

それではみなさんこれで閉会の挨拶といたします。

木本（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

どうもありがとうございました。それではちょっと時間オーバーしましたが、これを持ちまして、平成27年度第3回ODA政策協議会を終わらせていただきたいと思います。

皆様どうもありがとうございました。